

正誤表

「キャリアコンサルタント養成講座教材」に誤りまたは不十分な記述がありました。下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

対象教材：キャリアコンサルタント養成講座 テキスト教材（Ⅰ～Ⅴ,課題集）、通信教材（eラーニング）

ヒューマンアカデミー
2024年12月2日現在

該当箇所		誤	正	
テキスト教材	I p106	表中 上から3段目	1ヶ月の残業時間が60時間超の場合(大企業の場合)	1ヶ月の残業時間が60時間超の場合
	p145	下から5行目(介護関係)	○1回の請求につき1か月以上1年以内の期	○1回の請求につき1か月以上1年以内の期間
	p146	表中 最左列下段	所定外労働時間の短縮措置等	所定労働時間の短縮措置等
II				
III	p18	上から3行目	ブロンフェンブレナーは、…4つに分類した。	[補足] 2019年より、「クロノシステム」を加えた5つに分類しています。
	p24	表中 「ステージ」の段	現在29歳 3年後32歳 10年後39歳 探索段階 確立段階 維持段階	現在29歳 3年後32歳 10年後39歳 確立段階 確立段階 確立段階
IV	p152	②専門実践教育訓練 (支給額)	ア)専門実践教育訓練給付金	[補足(改正)] 令和6年10月以降に開講する講座の場合、これまでの資格取得・就職に加えて、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、教育訓練経費の10%（年間上限8万円）を追加で支給。
	p155	③特定一般教育訓練 (2019年10月1日開始) (支給額)		[補足(改正)] 令和6年10月以降に開講する講座の場合、資格取得・就職した場合、教育訓練経費の10%（年間上限5万円）を追加で支給。
V	p49	下から12行目	なお、「精神発達障害群」というのは、…	なお、「神経発達障害群」というのは、…
課題集	課題3	p20	○[]への新卒者等の人材確保・定着に向けた支援 1 新卒者等の人材確保を希望する企業に対し、[]に向けた相談・助言、新卒者等の紹介を行っている。 2 新卒者等の就職後のフォローアップとして、[]による[]の把握等を行い、必要に応じて、新卒者等や企業の方々に対して職場定着のための助言等を実施している。	左記の一文を削除 ※「新卒応援ハローワーク」の所記URLから左記の一文が削除されましたので、上記のとおり左記一文を削除とさせていただきます。また、「事業主」への新卒者等の人材確保・定着に向けた支援につきましては、下記URLをご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000133085.html (cf. Assistラーニングの課題データは、上記のとおり修正)
		p24の上から5行目	○外国人労働者等からの[]に対する相談も受付けている。	○外国人労働者等からの[]による相談も受付けている。 (cf. Assistラーニングの課題データは、上記のとおり修正)
		p25 11. ミラサポplus	「中小企業119」は、[]事業に特化したサイトであり、無料で経営相談や専門家派遣を行い、課題解決をサポートしている。	左記の一文を削除 ※「中小企業119」は2023年度末で終了しましたので、上記のとおり左記一文を削除とさせていただきます。 (cf. Assistラーニングの課題データは、上記のとおり修正)
	課題4	p29の下から13行目	臨時雇：[]以上[]以内の期間を定めて雇われている者	臨時雇：[]以上[]以下の期間を定めて雇われている者 (cf. Assistラーニングの課題データは、上記のとおり修正)
		p31 I. 日本標準産業分類 (平成25年10月改定 平成26年4月1日施行)	(平成25年10月改定 平成26年4月1日施行)の内容	(令和5年7月改定 令和6年4月1日施行)の内容 ※最新は(令和5年7月改定 令和6年4月1日施行)の内容となりますので、上記のとおり修正させていただきます。 (cf. Assistラーニングの課題データは、上記のとおり修正)
	課題5	p36の中段	3.[](短期課程活用型)	3.[] (cf. Assistラーニングの課題データは、上記のとおり修正)
		p36の最下行	・資格取得等をし、かつ...(中略)...追加で支給される。	・資格取得等をし、かつ...(中略)...追加で支給される。 ※令和6年10月以降に開講する講座の場合、上記の追加支給の要件を満たしたうえで、訓練修了後の賃金が受講開始前と比較して[]%以上上昇した場合は、受講費用の[]%（年間上限8万円）が追加で支給される。 (cf. Assistラーニングの課題データは、上記のとおり修正)
p37の上から1行目		・失業状態にある方が初めて専門実践教育訓練（通信制、夜間性を除く）を受講する場合、…	・失業中の方が初めて専門実践教育訓練（通信制、夜間性を除く）を受講する場合、… (cf. Assistラーニングの課題データは、上記のとおり修正)	

		p37の上から7行目	・受講費用の[]% (上限20万円) が訓練修了後に支給される。	・受講費用の[]% (上限20万円) が訓練修了後に支給される。 ※令和6年10月以降に開講する講座の場合、上記に加え、資格取得等をし、かつ訓練修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、受講費用の[]% (上限5万円) が追加で支給される。 (cf. Assistラーニングの課題データは、上記のとおり修正)
		p37の下から2行目	(3) 教育訓練支援給付金 ※令和7年3月31日までの時限措置	(3) 教育訓練支援給付金 ※令和9年3月31日までの時限措置 (cf. Assistラーニングの課題データは、上記のとおり修正)
		p38の上から10行目	…受講開始日の[]か月前まで…	…受講開始日の[]前まで… (cf. Assistラーニングの課題データは、上記のとおり修正)
		p38の最下行	(※都道府県が実施する職種：111職種 / 指定試験機関が実施する職種：20職種)	(※令和6年8月29日時点 都道府県が実施する職種：111職種 / 指定試験機関が実施する職種：21職種) (cf. Assistラーニングの課題データは、上記のとおり修正)
		p39の中段	(2) 各訓練コースの概要 2) 人教育訓練休暇等付与コース	(2) 各訓練コースの概要 2) 教育訓練休暇等付与コース (cf. Assistラーニングの課題データは、上記のとおり修正)
課題6		p46の上から5行目	・0歳から中学校卒業までの…(中略)…児童手当等は支給されない。	児童(0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいいます。以下同じ。)を養育している方に下表の金額が支給される。 (cf. Assistラーニングの課題データは、上記のとおり修正)
		p46の上段の1)支給額の表中	3歳未満 一律[]円 3歳以上小学校修了前 10,000 (第3子以降は15,000) 円 中学生 一律[]円	3歳未満 15,000 (第3子以降は30,000) 円 3歳以上高校生世代まで 10,000 (第3子以降は30,000) 円 (cf. Assistラーニングの課題データは、上記のとおり修正)
		p46の中段の2)所得制限表	2)所得制限表	削除 (cf. Assistラーニングの課題データは、上記のとおり修正)
		p48の上から7行目	全部支給:[]円、(一部支給:44,130~[]円)	全部支給:[]円、(一部支給:45,490~[]円) ※令和6年度の支給額が公表されましたので、上記のとおり修正させていただきます。 (cf. Assistラーニングの課題データは、上記のとおり修正)
		p48の上から10・11行目	(2) 母子父子福祉資金貸付金制度・母子生活支援施設等	(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付制度・母子生活支援施設等 (cf. Assistラーニングの課題データは、上記のとおり修正)
		p50の上から8行目	(2) 特別障害者手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当(金額は令和5年4月より適用)	(2) 特別障害者手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当(金額は令和6年4月より適用) ※令和6年度の手当支給額が公表されましたので、上記のとおり修正させていただきます。 (cf. Assistラーニングの課題データは、上記のとおり修正)
課題10		p66の上から18行目	なお、「 神経発達障害群 」というのは、…	なお、「 神経発達障害群 」というのは、… (cf. Assistラーニングの課題データは、上記のとおり修正)
課題15		p91の上から1行目	通学課程の第4回目の前日までに作成。第4・5回目に作成物持参・使用	通学課程の第5回目の前日までに作成。第5・6回目に作成物持参・使用 (cf. Assistラーニングの課題データは、上記のとおり修正)
		p91の上から5行目	この課題は、第4回目・第5回目に使用します。	この課題は、第5回目・第6回目に使用します。 (cf. Assistラーニングの課題データは、上記のとおり修正)
eラーニング 講義映像	No.23	14分18秒	(教育訓練給付制度の解説)	画面静止し、2024年10月以降の教育訓練給付制度の改正点(専門実践の改正点、及び特定一般の改正点)をテロップ表示(45秒間程度)。